**平成２２年（フ）第５４３７号**
東京都足立区西伊興３丁目13―２―203
債務者　畠山　エミ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４３８号**
神奈川県大和市福田2382―１―404
債務者　伊東　美香（旧姓水村）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４４１号**
東京都江戸川区平井１丁目２―３―202
債務者　坂本　　透
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４４２号**
東京都町田市三輪緑山１丁目22―２―106
債務者　磯貝　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４４３号**
東京都八王子市中野山王３丁目７―１―202
債務者　武田　義周
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４４４号**
東京都八王子市中野山王３丁目７―１―202
債務者　武田トシ江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４６９号**
横浜市港北区篠原町1008番地　竹園ハイツ203
債務者　柳澤　秀昭
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４７６号**
横浜市青葉区元石川町3713番地12
債務者　秦　　憲雄
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６３９号**
横浜市港南区大久保２丁目５番15号　グランビュー大久保107
債務者　竹之内優一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７０４号**
横浜市旭区若葉台２丁目24番402号
債務者　金子　隆浩
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７５８号**
横浜市瀬谷区橋戸１丁目23番地１　サンフラッツ橋戸206号
債務者　横山　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７６２号**
横浜市西区浅間台28番地23　ベイウエスト浅間台211号
債務者　岩元　　光
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２１１７号**
大阪市平野区喜連４丁目６番34号　クラトン平野206
債務者　大野　聖司
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８９７号**
岡山市東区西大寺上３丁目１番６―306号
債務者　古川　信行
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８９８号**
岡山市東区西大寺上３丁目１番６―306号
債務者　古川　優子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２０号**
横浜市南区前里町１丁目13番地　イワキパークハイムⅢ502号、申立時の住所岡山市北区中央町６番22号　ヒルズマンション802号
債務者　金美木こと　金　　玟志
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時10分
岡山地方裁判所第３民事部